

## 研究補助（リサーチアシスタント：R A）制度の実施に関する申合せ

平成22年3月17日 研究科委員会

改正 平成23年5月25日 研究科委員会

### （R A制度の趣旨）

第1条 本学における大学院博士後期課程の開設に伴い、本学における研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者の研究遂行能力を育成する目的で、本学大学院博士後期課程にリサーチ・アシスタント（R A）を置く。

### （実施の方法）

第2条 本学におけるR A制度は、R Aを希望する博士学生が、本学プロジェクト研究又は地域貢献研究に研究分担者として参画することにより、プロジェクト研究費又は地域貢献研究費の一部を執行するものである。その際、研究補助時間に応じた手当ての支給は行わない。

2 R Aは、当該研究の開始に先立ち、「研究計画書」と「研究費使途計画書」を研究代表者に提出する。

また、当該年度末には、「研究報告書」を研究代表者に提出する。

3 実施手続きは、次の各号による。

（1）新入生オリエンテーション等の際に、博士学生にR A制度について周知する。

（2）R Aを希望する博士後期課程に在籍する学生（以下、「R A希望者」という。）は、年度当初に指導教員に申し出る。

（3）指導教員は、R A希望者の希望を聞き、適切なプロジェクト研究又は地域貢献研究を紹介する。

（4）R A希望者は、紹介された研究の研究代表者に研究参画希望を申し出る。

（5）研究代表者が、R A希望者を、当該プロジェクト研究又は地域貢献研究の分担者として適切であると認めた場合には、必要な手続を行い、R A希望者を研究分担者とすることができる。

（6）R Aは、研究費の執行が必要な時は、その手続を研究代表者に依頼する。

### 付 則

#### （施行期日）

この規程は、平成22年3月17日から施行する。

この規程は、平成23年5月25日から施行する。